

農地と農家の4事業スタート

農業委員会を上手に利用

農業委員会は農家の代表として、農地を守り農業担い手を育てる活動を進めています。
平成18年度農業委員会の主な4事業を紹介しましょう。
農地と農家のことは、まず農業委員会に相談してはいかがでしょうか。

1 農地と経営の相談窓口が充実

いつでもどこでも相談会
①農地のこと…貸借、売買、転用、相続、贈与、税金
②経営支援のこと…経理、農業所得の申告、農業の法人化
○役場農業委員会の窓口・電話・FAX・郵便・メールなど。いつでも、どこでも農地と農業経営の相談に応じます。
あなたの近所で出前相談会
集落公民館などの公共施設に農業委員会職員が出向いて相談会を開きます。平日はもちろん、休日・祝日も午前9時から午後9時30分まで、

相談はこちらへ
☎321-3392 芳賀町役場
農業委員会事務局
【☎028(677)6047】
【FAX028(677)6088】
【✉nouti@town.haga.tochigi.jp】

2 遊休農地の解消

農業委員による平成17年度農地パトロールで、町内に荒れて遊休・耕作放棄となっている農地が40haあることがわかりました。
遊休農地40haのうち、農業委員による農家訪問活動を通して3月までに除草・耕起・耕作再開など5haで遊休解消の見通しがたちました。
遊休農地は、病害虫や鳥獣による農作物被害の発生原因となり、周辺農地の農作業に支障をきたします。
また、町民をいやしてくれている農村景観を損ないます。
農地パトロールの回数増
○定期的な農地パトロールの回数を増やし、遊休農地の発見だけでなく、無断転用の防止も進めます。
農家の意向調査を新設
○全農家対象に遊休農地の迷惑度・遊休農地の場所・解消方法についてアンケート調査を行います。
農家・町民の意向に添った解消策を見つけていきます。
調査は、年末の農業委員選挙名簿の取りまとめと一緒に行う予定です。
全町ぐるみ運動を新設
○町内の実態や先進市町村の取り組みを掲載したパンフレットを全世帯規模で配布して、遊休農地解消に向けた町民の合意づくりを進めます。
○土地改良区や農協などの農業団体、自治会、環境団体と連携を図り、全町ぐるみの組織を立ち上げ、運動の輪を広げます。
○農閑期に遊休農地解消の講演会を開きます。
戸別訪問による面会指導拡充
○遊休農地台帳を整備し、遊休農地の農家全戸を対象に、農業委員による戸別訪問・面会指導を行います。
県外の農地所有者に対しては、も訪問指導を強めます。



地図情報システム検討を新設
○パソコンの画面で遊休農地の場所・周辺の状況・所有者が一目で分かる農地地図情報システムの平成19年度導入をめざして先進市町村の調査を進めます。
○農地と密接な関係のある転作・作付・法律規制情報との連携を進めます。

3 農地の貸し手に奨励金 10a15万円



農業委員会では、農業の担い手の育成を進めています。特に認定農業者の規模拡大と農業所得の向上に支援を強めます。
平成19年末までの期限付きですが、新規に認定農業者に農地を貸し付けた人には、契約年数により10a当たり5千

円〜1万5千円の貸付奨励金を出しています。

農地を貸すことを考えている人にとっては、今が貸し時と言える、お勧め事業です。

農作業の委託推進

○小規模農家でも農機具に過剰投資をしないで、農業所得を確保してもらうために農作業の一部委託を推進します。
○農地の貸付までは考えていないが、田植機やコンバインが壊れたので、農作業の一部を委託したいと考えている農家は、町農業公社に相談してください。

○農業公社は、農作業を請け負ってくれる農家をおっせんします。また、農業公社でも請け負います。
農地の売却
○都合があるので、農地を売り渡したいと考えている人は、町農業公社にまず相談してください。

農地の代金が80万円までなら譲渡所得税が免除になる有利な制度があります。
1,500万円まで免除の特例もあります。

○契約や登記の書類作成など

4 自分づくり・パートナーづくり

面倒な手続きは農業公社が代行します。手続料も格安です。
○農業公社は、町と農協が設

立した公的機関ですので、安心です。

婚姻相談員が相談に応じます。

7月2日(日) 13:30~16:30

12月3日(日) 13:30~16:30

会場/道の駅はが会議室
県相談所登録に補助新設

○(栃)栃木県青年会館結婚相談所では、性格診断・結婚相談・相手紹介・月1回の出会いふれあいパーティを開いています。

○町相談所に登録し、県相談所にも登録した後継者に県相談所登録料(3~5万円)の7割程度を補助する制度を平成18年度に新設しました。
登録費用の自己負担は、3割程度です。登録有効期間は2年です。

日曜日の結婚相談会

○年2回、日曜日に結婚相談会を開きます。町長委嘱の結

…まずは、相談しよう

経営規模の拡大・縮小のお手伝い

農地の貸借・売買
農作業の一部委託
のことなら

町農業公社へ
【☎028(677)6048】

祝 入選
農業委員会だより
全国コンクール

芳賀町農業委員会だより
第4号 平成17年11月14日発行